



## 「特殊車両通行制度」講習会を開催します ～特殊車両通行制度の基本的な内容を学びます～

道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を定めています。この一定の大きさや重さを超える車（特殊な車両）が通行するには、道路法に基づき、通行の許可または通行経路の確認の回答を受ける必要があります、これを「特殊車両通行制度」といいます。

当協会では、「特殊車両通行制度」の基本的な内容について、運送事業者の実務担当者の理解を深めることを目的として、次のとおり講習会を開催いたします。

1. 日 時：令和5年5月12日（金） 13時30分～15時30分

2. 内 容：「特殊車両通行制度について」（仮題）

※初級向けの基本的な内容となります。

講師：国土交通省 道路局道路交通管理課 車両通行対策室 ご担当者殿

3. 対 象：各都道府県トラック協会の会員事業者

特殊車両通行制度は、原則、車両が下記の寸法や重量を1つでも超える場合が対象になります。（貨物が積載されている場合には、その状態をいいます。）

		一般的制限値（最高限度）
寸 法	幅	2.5m
	長さ	12.0m
	高さ	3.8m（高さ指定道路は4.1m）
	最小回転半径	12.0m
重 量	総重量	20.0t（高速自動車国道及び重さ指定道路は25.0t）
	軸重	10.0t
	隣接軸重	18.0t：隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 19.0t：隣り合う車軸の軸距が1.3m以上 かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5t以下 20.0t：隣り合う車軸の軸距が1.8m以上
	輪荷重	5.0t

出典：大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会「特殊車両通行ハンドブック 2022」

4. 参加費：無 料

5. 参加方法：会場およびWEBの併用開催となり、参加方法により次のとおり参加を受け付けます。

なお、質疑が行えるのは「会場参加」の方に限らせていただきます。

WEB参加の方が講演に続き、質疑を視聴することは可能です。

### (1) 会場参加の場合（定員 60 名：先着順）

会場参加を希望される方は、次の申し込みフォームから 5月10日（水）までにお申し込み下さい。

#### ○会場参加の申し込みフォームはこちら（リンク）

[会場] 全日本トラック総合会館 3階「全ト協ホール」

東京都新宿区四谷 3-2-5

<https://jta.or.jp/map.html>

受付は13時00分から開始します。



⇒資料は当日会場にて印刷したものを配布します。

### (2) WEB参加の場合（定員 500 名：先着順）

WEB参加を希望される方は、次の申し込みフォームから 5月10日（水）までにお申し込み下さい。

#### ○WEB参加の申し込みフォームはこちら（リンク）

[WEB] 「Zoom ウェビナー」を利用して行います。



⇒資料データは、開催前日（5月11日）に「dourokikaku01@outlook.jp」のアドレスから、WEB参加申し込み時に登録されたメールアドレス宛にメールにて送信します。

データ容量が大きい場合は、ダウンロード用のURLをメールにて送信します。

◇本件の問い合わせ先：企画部 道路企画室 TEL:03-3354-1068

#### <特殊車両通行制度に関する参考サイト>

○特殊車両通行制度について（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/road/tokusya/>

○特殊車両通行ハンドブック 2022[2023年2月発行]

（大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会（事務局：国土交通省関東地方整備局））

[https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road\\_sinsei00000088.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000088.html)

○特殊車両通行許可申請の申請・問合せ窓口（国土交通省）

<https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html>